



令和 6 年
第 5 回市議会（定例会）

議 案

（議第 6 5 号～議第 7 8 号）

荒 尾 市

令和 6 年 第 5 回 荒 尾 市 議 会 (定 例 会) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 6 5 号	専決処分について (令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 4 号))	1
議第 6 6 号	荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する条例の制定について	17
議第 6 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	21
議第 6 8 号	荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正について	27
議第 6 9 号	財産の処分について	33
議第 7 0 号	指定管理者の指定について (荒尾総合文化センター)	37
議第 7 1 号	令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 5 号)	39
議第 7 2 号	令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 6 号)	53
議第 7 3 号	令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	89
議第 7 4 号	令和 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	103
議第 7 5 号	令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	115
議第 7 6 号	令和 6 年度荒尾市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	119
議第 7 7 号	令和 6 年度荒尾市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	125
議第 7 8 号	令和 6 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	127

専決処分について

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）
の専決処分について

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,022,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		2,059,864	23,777	2,083,641
	3 県委託金	76,860	23,777	100,637
19 繰入金		3,322,175	△4,677	3,317,498
	2 基金繰入金	3,322,175	△4,677	3,317,498
歳 入 合 計		28,003,590	19,100	28,022,690

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,472,069	19,100	4,491,169
	4 選挙費	59,650	19,100	78,750
歳出合計		28,003,590	19,100	28,022,690

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,472,069	19,100	4,491,169
歳出合計	28,003,590	19,100	28,022,690

2 歳 入

(款) 16 県支出金
(項) 3 県委託金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
16	県支出金	2,059,864	23,777	2,083,641
3	県委託金	76,860	23,777	100,637
1	総務費委託金	73,817	23,777	97,594
19	繰 入 金	3,322,175	△4,677	3,317,498
2	基金繰入金	3,322,175	△4,677	3,317,498
1	基金繰入金	3,322,175	△4,677	3,317,498

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	23,777	1 衆議院議員選挙・最高裁判官国民審査委託金
1 基金繰入金	△4,677	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	4,472,069	19,100	4,491,169	19,100	
4 選挙費	59,650	19,100	78,750	19,100	
3 衆議院議員 選挙・最高 裁判官国 民審査費	0	19,100	19,100	県支出金 19,100	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	3,111	1 衆議院議員選挙・最高裁判官国民審査費 非常勤職員報酬
3 職員手当等	8,260	報償金 記念品賞品
7 報 償 費	79	費用弁償 普通旅費
8 旅 費	174	消耗品費 燃料費
10 需 用 費	1,268	食糧費 印刷製本費
11 役 務 費	4,801	郵便料 電話料
12 委 託 料	955	手数料 その他委託料
13 使用料及び 賃借料	372	選挙公報配達委託料 投票用紙裁断処理委託料 選挙時使用ゴムマット清掃業務委託料
17 備品購入費	80	使用料 借上料 備品購入費
		2 衆議院議員選挙・最高裁判官国民審査費（人件費） 時間外手当

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,116	25,199	50,083	3,347	53,430	
	議 員	18	80,232		25,865		106,097	22,948	129,045	
	その他	1,322	72,813	7,080	2,307	86	82,286	3,173	85,459	
	計	1,342	153,045	25,848	34,288	25,285	238,466	29,468	267,934	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	68	1,583			45	1,628		1,628	
	計	68	1,583			45	1,628		1,628	
計	長 等	2		18,768	6,116	25,199	50,083	3,347	53,430	
	議 員	18	80,232		25,865		106,097	22,948	129,045	
	その他	1,390	74,396	7,080	2,307	131	83,914	3,173	87,087	
	計	1,410	154,628	25,848	34,288	25,330	240,094	29,468	269,562	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	352 (273)	396,199	1,279,144	919,777	2,595,120	508,548	3,103,668	
補正額	(8)	1,069		8,674	9,743		9,743	
計	352 (281)	397,268	1,279,144	928,451	2,604,863	508,548	3,113,411	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,201	1,355	27,295	19,894	270	2,102	91,739	196
	補正額							8,620	
	計	40,201	1,355	27,295	19,894	270	2,102	100,359	196
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,973	236	18,354	355,285	290,213	23,605	47,059	
	補正額	54							
	計	2,027	236	18,354	355,285	290,213	23,605	47,059	

荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に
関する条例の制定について

荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する条例を次のように
制定するものとする。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に
関する条例

別紙添付

提案理由

災害時において円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿等の提供について必要な事項を定めたいからである。

荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に
関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)の規定に基づき、避難支援等関係者への名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関し、必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして荒尾市地域防災計画(法第42条第1項の規定により作成する地域防災計画をいう。以下同じ。)に定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。
- (4) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者として荒尾市地域防災計画に定めるものをいう。
- (5) 名簿情報 法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。
- (6) 個別避難計画 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。
- (7) 個別避難計画情報 個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。

(提供)

第3条 市長は、災害の発生に備え、法第49条の11第2項又は法第49条の15第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報又は個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定による名簿情報等の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供することができる。

(個人情報保護)

第4条 前条第1項又は第3項の規定により名簿情報等の提供を受けた者（以下「名簿情報等被提供者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、名簿情報等を適正に取り扱わなければならない。

(管理状況の報告等)

第5条 市長は、提供した名簿情報等の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、名簿情報等被提供者に対し、当該名簿情報等の管理状況に関する報告を求め、又は管理状況を検査することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定につい
て

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

別紙添付

提案理由

刑法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の改正を行うものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(荒尾市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(荒尾市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 荒尾市個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成15年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条の6第3号及び第4号並びに第16条の7第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 荒尾市職員退職手当支給条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し、同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(荒尾市消防団条例の一部改正)

第6条 荒尾市消防団条例(昭和32年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘

留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例第16条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに荒尾市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正に
ついて

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

道路占用料の額を県に準じて見直すに当たり、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正
する条例

荒尾市道路占用料徴収条例（昭和26年条例第38号）の一部を
次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	670
	第2種電柱		1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル につき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	360
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		510
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	2,200
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,200	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートル につき1年	25
	外径が0.07メートル以上0. 1メートル未満のもの		36
	外径が0.1メートル以上0.		54

	15メートル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360
	外径が1メートル以上のもの			720
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,100
	地下に設ける通路			660
	その他のもの			1,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	22
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	220
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	220
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22

		その他のもの	1本につき1月	220
	幕(令第7条第4号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22
	工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2, 200
		その他のもの		1, 100
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき	1, 200
令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき	220
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	120
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025

		を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、同日前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

財産の処分について

次の土地及び建物を処分することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 処分対象物件 | 土地及び建物
詳細は別表のとおり |
| 2 | 売却予定価格 | 6 4 , 4 2 6 , 1 0 8 円 |
| 3 | 売却の相手方 | 東京都千代田区飯田橋四丁目 5 番 7 号
ヒューグルエレクトロニクス株式会社
代表取締役 藤宮 和三郎 |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。

別表

項目	物件概要	登記地積 (㎡)	売却予定価格 (円)
土地	荒尾市水野字唐猫 1 0 9 2 番 1 3	1, 3 6 8	3 4, 3 2 9, 2 0 4
	荒尾市水野字筒井川 1 3 0 3 番 3	2 0 3	
	荒尾市水野字南天堤 1 7 2 5 番 2 3	3, 0 4 3	
	荒尾市水野字南天堤 1 7 2 5 番 2 7	3, 0 3 0	
	計	7, 6 4 4	
建物	種類 工場 構造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 床面積 6 9 4. 0 5 ㎡ 新築年月日 平成 2 6 年 2 月 2 7 日	—	3 0, 0 9 6, 9 0 4
合計			6 4, 4 2 6, 1 0 8

指定管理者の指定について

荒尾総合文化センター条例（昭和60年条例第22号）第19条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾総合文化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表者 代表取締役 橋本 鉄司
所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,612千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,147,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,317,498	124,612	3,442,110
	2 基金繰入金	3,317,498	124,612	3,442,110
歳入合計		28,022,690	124,612	28,147,302

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		2,142,109	124,612	2,266,721
	5 保健体育費	591,275	124,612	715,887
歳 出	合 計	28,022,690	124,612	28,147,302

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	5 保健体育費	運動公園施設改修費	124,612

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	3,317,498	124,612	3,442,110
歳入合計	28,022,690	124,612	28,147,302

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
10 教育費	2,142,109	124,612	2,266,721
歳出合計	28,022,690	124,612	28,147,302

2 歳 入

(款) 19 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
19	繰入金	3,317,498	124,612	3,442,110
	2 基金繰入金	3,317,498	124,612	3,442,110
	1 基金繰入金	3,317,498	124,612	3,442,110

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	124,612	1 公共施設整備基金繰入金

3 歳 出

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,142,109	124,612	2,266,721	124,612	
	5 保健体育費	591,275	124,612	715,887	124,612	
	2 体育施設費	222,521	124,612	347,133	その他 124,612	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	124,612	1 運動公園施設改修費 工事請負費	124,612 (124,612)

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,562,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,350,000	38,781	6,388,781
	1 地方交付税	6,350,000	38,781	6,388,781
15 国庫支出金		6,159,416	113,589	6,273,005
	1 国庫負担金	4,201,531	108,223	4,309,754
	2 国庫補助金	1,944,888	5,366	1,950,254
16 県支出金		2,083,641	59,366	2,143,007
	1 県負担金	1,550,592	52,609	1,603,201
	2 県補助金	432,412	6,757	439,169
17 財産収入		176,368	94,425	270,793
	2 財産売払収入	124,103	94,425	218,528
19 繰入金		3,442,110	87,986	3,530,096
	2 基金繰入金	3,442,110	87,986	3,530,096
20 繰越金		16,194	29,884	46,078
	1 繰越金	16,194	29,884	46,078
22 市 債		1,416,500	△8,435	1,408,065
	1 市 債	1,416,500	△8,435	1,408,065
歳 入 合 計		28,147,302	415,596	28,562,898

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		192,872	40	192,912
	1 議会費	192,872	40	192,912
2 総務費		4,491,169	770	4,491,939
	1 総務管理費	3,818,717	770	3,819,487
3 民生費		11,927,567	351,840	12,279,407
	1 社会福祉費	5,828,429	181,299	6,009,728
	2 児童福祉費	4,483,410	139,201	4,622,611
	3 生活保護費	1,615,724	31,340	1,647,064
4 衛生費		3,405,355	32,374	3,437,729
	1 保健衛生費	1,127,980	32,374	1,160,354
6 農林水産業費		363,296	572	363,868
	1 農業費	236,474	572	237,046
7 商工費		1,122,914	30,000	1,152,914
	1 商工費	1,122,914	30,000	1,152,914
歳 出 合 計		28,147,302	415,596	28,562,898

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	荒尾駅周辺地区整備事業費	15,366

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
「荒尾市議会だより」印刷製本費	令和 7 年度	2, 816
広報等配送委託料	令和 7 年度	10, 731
総合計画策定支援委託料	令和 7 年度	10, 010
荒尾総合文化センター指定管理委託料	令和 7 年度 ～ 令和 1 1 年度	354, 050
荒尾総合文化センター指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	令和 7 年度 ～ 令和 1 1 年度	条例に基づき減免される 利用料金に相当する額
戸籍クラウド使用料	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	824
戸籍電算システム借上料	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	1, 003
貴重品運搬警備業務委託料	令和 7 年度	1, 452

事 項	期 間	限度額（千円）
コンビニ交付負担金	令和7年度	2,219
生活困窮者一時生活支援事業負担金	令和7年度	1,296
子どもの学習・生活支援事業負担金	令和7年度	1,788
レセプト点検委託料（生活保護）	令和7年度	300
予防接種費（医薬材料費）	令和7年度	63,428
荒尾市斎場白灯油購入費	令和7年度	594
充放電設備導入費	令和7年度	864
E Vパッカー車購入費	令和7年度	21,114

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾市ウェルネス拠点施設に係る設計・施工・指定管理委託料（設計及び建設業務に係る対価の物価変動増加分）	令和7年度 ～ 令和22年度	108,673
児童生徒教職員健康診断委託料	令和7年度	5,585
小学校維持管理費（燃料費）	令和7年度	12,742
総合学力調査業務委託料（小学校）	令和7年度	2,645
児童健康診断器具借上料	令和7年度	364
小学校フリースクール充放電設備導入費	令和7年度	558
小学校フリースクール公用車購入費	令和7年度	2,812
中学校維持管理費（燃料費）	令和7年度	7,188

事 項	期 間	限度額（千円）
総合学力調査業務委託料（中学校）	令和7年度	3,137
産業医委託料	令和7年度	825
生徒健康診断器具借上料	令和7年度	228
中学校フリースクール充放電設備導入費	令和7年度	1,331
中学校フリースクール公用車購入費	令和7年度	5,624

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 50,000	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 41,565	補正前に同じ		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,350,000	38,781	6,388,781
15 国庫支出金	6,159,416	113,589	6,273,005
16 県支出金	2,083,641	59,366	2,143,007
17 財産収入	176,368	94,425	270,793
19 繰入金	3,442,110	87,986	3,530,096
20 繰越金	16,194	29,884	46,078
22 市債	1,416,500	△8,435	1,408,065
歳入合計	28,147,302	415,596	28,562,898

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	6,350,000	38,781	6,388,781
1	地方交付税	6,350,000	38,781	6,388,781
1	地方交付税	6,350,000	38,781	6,388,781
15	国庫支出金	6,159,416	113,589	6,273,005
1	国庫負担金	4,201,531	108,223	4,309,754
1	民生費国庫負担金	4,201,531	108,223	4,309,754
2	国庫補助金	1,944,888	5,366	1,950,254
2	民生費国庫補助金	129,442	5,366	134,808
16	県支出金	2,083,641	59,366	2,143,007
1	県負担金	1,550,592	52,609	1,603,201
1	民生費県負担金	1,547,032	52,609	1,599,641
2	県補助金	432,412	6,757	439,169
2	民生費県補助金	312,525	6,757	319,282
17	財産収入	176,368	94,425	270,793
2	財産売払収入	124,103	94,425	218,528
1	不動産売払収入	124,101	94,425	218,526
19	繰入金	3,442,110	87,986	3,530,096
2	基金繰入金	3,442,110	87,986	3,530,096
1	基金繰入金	3,442,110	87,986	3,530,096
20	繰越金	16,194	29,884	46,078
1	繰越金	16,194	29,884	46,078
1	繰越金	16,194	29,884	46,078
22	市債	1,416,500	△8,435	1,408,065
1	市債	1,416,500	△8,435	1,408,065
13	臨時財政対策債	50,000	△8,435	41,565

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	38,781	1 普通交付税	
3 児童福祉費 国庫負担金	350	1 助産施設入所運営費国庫負担金	
7 生活保護費 等国庫負担 金	3,000	1 生活保護費国庫負担金	
13 障害者自立 支援給付費 国庫負担金	104,873	1 障害者介護給付費国庫負担金 2 相談支援給付費等国庫負担金	101,519 3,354
4 児童福祉費 国庫補助金	5,366	1 子育て支援交付金	
2 児童福祉費 県負担金	175	1 助産施設入所運営費県負担金	
10 障害者自立 支援給付費 県負担金	52,434	1 障害者介護給付費県負担金 2 相談支援給付費等県負担金	50,758 1,676
2 老人福祉費 県補助金	2,370	1 地域医療介護総合確保基金交付金	
4 児童福祉費 県補助金	4,387	1 子ども・子育て支援事業費県交付金	
1 土地売払収 入	64,329	1 土地売払収入	
2 建物売払収 入	30,096	1 建物売払収入	
1 基金繰入金	87,986	1 財政調整基金繰入金 2 市制70周年記念地域活性化基金繰入金	57,986 30,000
1 繰越金	29,884	1 繰越金	
1 臨時財政対 策債	△8,435	1 臨時財政対策債	

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	192,872	40	192,912		40
1	議会費	192,872	40	192,912		40
1	1 議会費	192,872	40	192,912		40

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	40	1 議会活動費 40 補助金 (40) 政務活動費 (40)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	4,491,169	770	4,491,939		770
1 総務管理費	3,818,717	770	3,819,487		770
1 一般管理費	1,152,944	563	1,153,507		563
4 会計管理費	26,882	207	27,089		207

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	484	1 秘書課人件費（産休・育休代替職員任用）	563
		非常勤職員報酬	(484)
4 共済費	79	共済組合負担金	(33)
		健康労働保険料	(46)
1 報酬	188	1 会計管理費（産休・育休代替職員任用）	207
		非常勤職員報酬	(188)
4 共済費	19	共済組合負担金	(9)
		健康労働保険料	(10)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	民生費	11,927,567	351,840	12,279,407	133,862	217,978
	1 社会福祉費	5,828,429	181,299	6,009,728	120,584	60,715
	1 社会福祉総務費	1,894,513	405	1,894,918		405
	2 老人福祉費	293,129	2,370	295,499	県支出金 2,370	
	12 婦人保護事業費	3,809	468	4,277		468
	13 障害者自立支援給付費	2,063,244	178,056	2,241,300	国庫支出金 78,810 県支出金 39,404	59,842

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役 務 費	405	1 セーフティネット支援対策等事業費 郵便料	405 (405)
18 負担金、補助及び交付金	2,370	1 介護予防拠点整備事業費 補助金 介護予防拠点整備事業補助金	2,370 (2,370) (2,370)
22 償還金、利子及び割引料	468	1 婦人相談員設置事業費 返還金	468 (468)
19 扶 助 費	157,621	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 扶助費	152,974 (152,974)
22 償還金、利子及び割引料	20,435	2 自立支援医療費支給事業費 返還金 3 相談支援給付費等支給事業費 扶助費 4 療養介護医療費支給事業費 返還金	11,858 (11,858) 4,647 (4,647) 8,577 (8,577)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,483,410	139,201	4,622,611	10,278	128,923
1	児童福祉総務費	1,043,181	19,715	1,062,896	国庫支出金 5,366 県支出金 4,387	9,962
2	児童措置費	3,217,305	113,291	3,330,596		113,291
3	母子福祉費	41,652	6,195	47,847	国庫支出金 350 県支出金 175	5,670

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	12,151	1 乳児家庭全戸訪問事業費 232 返還金 (232)
22 償還金、利 子及び割引 料	7,564	2 放課後児童健全育成事業費 12,458 事業運営委託料 (12,151) 返還金 (307)
		3 障害児保育事業費 501 返還金 (501)
		4 こども家庭センター事業費 595 返還金 (595)
		5 利用者支援事業費 1,661 返還金 (1,661)
		6 新型コロナウイルス感染症対策事業費 3,488 返還金 (3,488)
		7 児童扶養手当支給事業費 780 返還金 (780)
22 償還金、利 子及び割引 料	113,291	1 特定教育・保育施設型給付費 113,291 返還金 (113,291)
19 扶 助 費	700	1 母子福祉一般経費 972 返還金 (972)
22 償還金、利 子及び割引 料	5,495	2 助産施設入所措置費 977 扶助費 (700) 返還金 (277)
		3 母子生活支援施設入所措置費 848 返還金 (848)
		4 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費 3,398 返還金 (3,398)

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,615,724	31,340	1,647,064	3,000	28,340
	2 扶 助 費	1,508,760	31,340	1,540,100	国庫支出金 3,000	28,340

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 扶 助 費	4,000	1 生活保護費	31,340
		扶助費	(4,000)
22 償還金、利 子及び割引 料	27,340	返還金	(27,340)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		3,405,355	32,374	3,437,729		32,374
1	保健衛生費	1,127,980	32,374	1,160,354		32,374
	3 予防費	411,316	32,374	443,690		32,374

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利 子及び割引 料	32,374	1 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業費 12,374 返還金 (12,374) 2 予防接種費 20,000 返還金 (20,000)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

6	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		363,296	572	363,868		572
1	農業費	236,474	572	237,046		572
2	農業総務費	55,244	572	55,816		572

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	471	1 農業総務費（産休・育休代替職員任用）		572
		非常勤職員報酬		(471)
4 共済費	79	共済組合負担金		(33)
		健康労働保険料		(46)
8 旅費	22	費用弁償		(22)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,122,914	30,000	1,152,914	30,000	
1	商工費	1,122,914	30,000	1,152,914	30,000	
	7 企業誘致促進費	158,309	30,000	188,309	その他 30,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	30,000	1 いきいき産業立地促進助成事業費 補助金 用地取得費補助金	30,000 (30,000) (30,000)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	352 (281)	397,268	1,279,144	928,451	2,604,863	508,548	3,113,411	
補正額	(2)	1,143			1,143	177	1,320	
計	352 (283)	398,411	1,279,144	928,451	2,606,006	508,725	3,114,731	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,201	1,355	27,295	19,894	270	2,102	100,359	196
	補正額								
	計	40,201	1,355	27,295	19,894	270	2,102	100,359	196
職員手当の内訳	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	2,027	236	18,354	355,285	290,213	23,605	47,059	
	補正額								
	計	2,027	236	18,354	355,285	290,213	23,605	47,059	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	9,059,884	8,694,356	(176,200) 1,366,500		(176,200) 1,366,500
(1) 土木	2,894,732	2,917,911	(74,100) 256,700		(74,100) 256,700
(2) 教育	3,726,986	3,619,274	(4,500) 177,700		(4,500) 177,700
(3) 公営住宅	871,105	800,266	36,400		36,400
(4) 社会及び労働	48,125	52,550	46,700		46,700
(5) 保健衛生	553,811	511,100			
(6) その他	965,125	793,255	(97,600) 849,000		(97,600) 849,000
2. 災害復旧費	85,365	85,960			
(1) 土木	76,840	78,152			
(2) 農林水産	7,475	6,883			
(3) その他	1,050	925			
3. 減税補填債	26,954	15,282			
4. 臨時財政対策債	7,213,291	6,567,193	50,000	△ 8,435	41,565
5. 減収補填債	53,800	53,800			
合 計	16,439,294	15,416,591	(176,200) 1,416,500	△ 8,435	(176,200) 1,408,065

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(176,200)		(176,200)
797,849		797,849	9,263,007		9,263,007
			(74,100)		(74,100)
205,407		205,407	2,969,204		2,969,204
			(4,500)		(4,500)
221,378		221,378	3,575,596		3,575,596
115,323		115,323	721,343		721,343
75		75	99,175		99,175
43,358		43,358	467,742		467,742
			(97,600)		(97,600)
212,308		212,308	1,429,947		1,429,947
11,669		11,669	74,291		74,291
10,090		10,090	68,062		68,062
1,417		1,417	5,466		5,466
162		162	763		763
8,567		8,567	6,715		6,715
749,071		749,071	5,868,122	△ 8,435	5,859,687
3,165		3,165	50,635		50,635
			(176,200)		(176,200)
1,570,321		1,570,321	15,262,770	△ 8,435	15,254,335

令和6年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）

令和6年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,308,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		3,458	3,718	7,176
	1 繰越金	3,458	3,718	7,176
歳入	合計	7,304,534	3,718	7,308,252

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		7,640	3,718	11,358
	1 償還金及び還付加算金	7,640	3,718	11,358
歳 出	合 計	7,304,534	3,718	7,308,252

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額 (千円)
レセプト点検委託料	令和7年度	3,358
柔道整復調査委託料	令和7年度	595

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
9 諸支出金	7,640	3,718	11,358
歳 出 合 計	7,304,534	3,718	7,308,252

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	繰越金	3,458	3,718	7,176
1	繰越金	3,458	3,718	7,176
2	その他の繰越金	3,458	3,718	7,176

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 その他の繰越金	3,718	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 9 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 諸支出金	7,640	3,718	11,358		3,718
1 償還金及び 還付加算金	7,640	3,718	11,358		3,718
3 償 還 金	3,467	3,718	7,185		3,718

(国民健康保険特別会計)

令和6年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第3号）

令和6年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,886,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 サービス収入		19,200	2,645	21,845
	1 予防給付費収入	19,200	2,645	21,845
2 繰入金		18,502	△1,811	16,691
	2 基金繰入金	18,502	△1,811	16,691
歳 入 合 計		37,703	834	38,537

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		35,066	834	35,900
	1 居宅介護支援事業 費	35,066	834	35,900
歳 出	合 計	37,703	834	38,537

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入	19,200	2,645	21,845
2 繰入金	18,502	△1,811	16,691
歳入合計	37,703	834	38,537

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 事業費	35,066	834	35,900
歳出合計	37,703	834	38,537

2 歳 入

(款) 1 サービス収入
(項) 1 予防給付費収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	サービス収入	19,200	2,645	21,845
1	1 予防給付費収入	19,200	2,645	21,845
	1 1 介護予防サービス計画費収入	19,200	2,645	21,845
2	繰入金	18,502	△1,811	16,691
2	2 基金繰入金	18,502	△1,811	16,691
	1 1 介護サービス事業基金繰入金	18,502	△1,811	16,691

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護予防サービス計画費収入	2,645	1 介護予防サービス計画費収入
1 介護サービス事業基金繰入金	△1,811	1 介護サービス事業基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 事業費
(項) 1 居宅介護支援事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 事業費	35,066	834	35,900	834	
1 居宅介護支援事業費	35,066	834	35,900	834	
1 介護予防支援事業費	35,066	834	35,900	その他 834	

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	834	1 介護予防支援事業費 その他委託料 介護予防支援計画原案作成委託料	834 (834) (834)

令和6年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

令和6年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項
の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、
「第1表 繰越明許費」による。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	66,000
2 事業費	1 南新地事業費	土地区画整理事業費（保留地処分費）	39,854

令和6年度荒尾市水道事業会計補正予算
(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度荒尾市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度荒尾市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,189,943 千円	12,000 千円	1,201,943 千円
第1項 営業費用	1,116,262 千円	12,000 千円	1,128,262 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「570,901千円」を「640,949千円」に、「92,039千円」を「117,734千円」に、「296,790千円」を「308,790千円」に、「182,072千円」を「214,425千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	911,849 千円	212,600 千円	1,124,449 千円
第1項 企業債	715,300 千円	212,600 千円	927,900 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,482,750 千円	282,648 千円	1,765,398 千円
第1項 建設改良費	1,173,703 千円	282,648 千円	1,456,351 千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「715,300千円」を「927,900千円」に改める。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	水道事業費用		1,189,943	12,000	1,201,943		
	1	営業費用	1,116,262	12,000	1,128,262		
		6	資産減耗費	17,823	12,000	29,823	固定資産除却費

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的収入		911,849	212,600	1,124,449		
	1	企業債	715,300	212,600	927,900		
		1	建設改良企業債	715,300	212,600	927,900	水道事業債

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的支出		1,482,750	282,648	1,765,398		
	1	建設改良費	1,173,703	282,648	1,456,351		
		2	配水設備改良費	1,092,235	282,648	1,374,883	委託料

令和6年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 46,067
減価償却費	481,822
固定資産除却費	29,822
減損損失	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 100
引当金の増減額	3,401
長期前受金戻入額	△ 202,854
受取利息及び受取配当金	△ 10
支払利息	72,677
固定資産売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 26,968
受取手形の増減額 (△は増加)	0
たな卸資産の増減額 (△は増加)	167
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 14,522
未払金の増減額 (△は減少)	328
前受金の増減額 (△は減少)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	297,696
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△ 72,677
業務活動によるキャッシュ・フロー	225,029
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,324,050
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	29,150
一般会計からの繰入金による収入	153,998
負担金による収入	13,355
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,127,546
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	927,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 309,047
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	618,853
資金の増加額 (又は減少額)	△ 283,664
資金期首残高	654,143
資金期末残高	370,479

令和6年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		240,138	
ロ 建物	455,288		
減価償却累計額	<u>△ 183,167</u>	272,121	
ハ 構築物	13,609,926		
減価償却累計額	<u>△ 6,410,094</u>	7,199,832	
ニ 機械及び装置	2,909,280		
減価償却累計額	<u>△ 1,473,899</u>	1,435,381	
ホ 車両及び運搬具	15,430		
減価償却累計額	<u>△ 8,333</u>	7,097	
ヘ 工具器具及び備品	82,500		
減価償却累計額	<u>△ 59,282</u>	23,218	
ト 建設仮勘定		<u>1,385,109</u>	
有形固定資産合計			10,562,896
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		81	
ロ ダム使用権		<u>1,495,702</u>	
無形固定資産合計			<u>1,495,783</u>
固定資産合計			12,058,679
2 流動資産			
(1) 現金預金			370,479
(2) 未収金		139,149	
未収金貸倒引当金		<u>△ 1,530</u>	137,619
(3) 貯蔵品			3,299
(4) その他流動資産			<u>0</u>
流動資産合計			511,397
資産合計			<u><u>12,570,076</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,055,288	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	46,302		
ロ 修繕引当金	25,146	71,448	
固定負債合計			5,126,736
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		295,524	
(3) 未払金		191,457	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,029		
ハ 法定福利引当金	600	4,629	
(5) その他流動負債		1,069	
流動負債合計			492,679
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		6,533,111	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,645,091	
繰延収益合計			2,888,020
負債合計			<u>8,507,435</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		3,534,632	
資本金合計			3,534,632
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	324		
ハ 受贈財産評価額	25,622		
ニ 他会計負担金	26,727		
ホ 他会計補助金	0		
資本剰余金合計		70,790	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	392,908		
ロ 建設改良積立金	10,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	54,311		
利益剰余金合計		457,219	
剰余金合計			528,009
資本合計			<u>4,062,641</u>
負債資本合計			<u>12,570,076</u>

令和 6 年度 荒尾市 下水道事業会計補正予算
(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 6 年度 荒尾市 下水道事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 6 年度 荒尾市 下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
荒尾市八幡台浄化センター及びマンホールポンプ場運転管理業務委託	令和 7 年度～令和 8 年度	58,000 千円
汚泥収集運搬業務委託	令和 7 年度～令和 8 年度	17,000 千円
荒尾市大島浄化センター併設雨水ポンプ場分水柵更新機械設備工事	令和 7 年度～令和 8 年度	450,000 千円
荒尾市大島浄化センター併設雨水ポンプ場分水柵更新電気設備工事	令和 7 年度～令和 8 年度	80,000 千円

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度荒尾市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度荒尾市病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,420,552千円	337,513千円	8,758,065千円
第1項 医業収益	7,928,124千円	337,513千円	8,265,637千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	10,076,282千円	463,711千円	10,539,993千円
第1項 医業費用	8,825,282千円	463,711千円	9,288,993千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	4,588,247千円	7,958千円	4,596,205千円

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第10条中「1,833,740千円」を「2,194,186千円」に改める。

令和6年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			8,420,552	337,513	8,758,065	
	1 医業収益		7,928,124	337,513	8,265,637	
		1 入院収益		5,278,754	92,344	5,371,098
2 外来収益		2,171,327	245,169	2,416,496		

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業費用			10,076,282	463,711	10,539,993		
	1 医業費用		8,825,282	463,711	9,288,993		
		1 給与費		4,588,247	7,958	4,596,205	児童手当法改正に伴う給与費の増加
		2 材料費		1,833,740	360,446	2,194,186	希少疾患の治療、高額医薬品の使用量増加等による材料費の増加
3 経費		1,468,313	95,307	1,563,620	光熱水費及び燃料費の高騰並びに委託料の増加		

令和6年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△ 1,781,928
減価償却費	893,500
長期前払消費税勘定償却	954,735
資産減耗費	10,000
職員確保経費	0
貸倒引当金の増減額	29,998
退職給付引当金の増減額	122,000
賞与引当金の増減額	3,254
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 53,000
未収金の増減額	△ 608,706
未払金の増減額	0
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	△ 396
その他の	0
資本費繰入収益	△ 107,750
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 40
支払利息及び企業債取扱諸費	176,000
小計	△ 362,333
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 176,000
計	△ 538,293

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,044,072
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 30,000
長期貸付金返済による収入	2
長期前受金等収入	17,877
資本費繰入収益	107,750
計	△ 943,053

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	900,000
一時借入金の返済による支出	△ 900,000
企業債借入れによる収入	1,016,100
企業債償還による支出	△ 581,813
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	763
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	435,050

当期資金増減額	△ 1,046,296
期首資金残高	2,252,964
期末資金残高	1,206,668

給 与 費 明 細 書

総括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)		給 与 費				法定福利費	賞与 引当金	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正前の額	1	(140) 457	187,100	1,933,600	1,611,491	3,732,191	580,001	276,055	4,588,247
補正額		(△ 2)			7,958	7,958			7,958
計	1	(138) 457	187,100	1,933,600	1,619,449	3,740,149	580,001	276,055	4,596,205

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

(単位:千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
	補正前の額	39,887	61,412	31,361	30,300	299,864	259,785	17,828
	補正額							
	計	39,887	61,412	31,361	30,300	299,864	259,785	17,828
	区 分	夜間勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費
	補正前の額	29,389	118	14,068	279,808	229,061	21,610	297,000
	補正額						7,958	
	計	29,389	118	14,068	279,808	229,061	29,568	297,000

令和6年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和7年 3月31日)

(単位:千円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土地		539,607
	ロ 建築物	11,441,001	
	減価償却累計額	<u>△ 1,110,077</u>	10,330,924
	ハ 構築物	696,325	
	減価償却累計額	<u>△ 73,017</u>	623,308
	ニ 器械備品	4,351,636	
	減価償却累計額	<u>△ 2,277,661</u>	2,073,975
	ホ 車両	13,643	
	減価償却累計額	<u>△ 9,593</u>	4,050
	ヘ 放射線同意元素	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	ト 建設仮勘定		0
	チ その他有形固定資産	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	リ 樹木		<u>0</u>
	有形固定資産合計		13,571,864
(2)	無形固定資産		
	イ 施設利用権		72
	ロ 電話加入権		<u>2,037</u>
	無形固定資産合計		2,109
(3)	投資		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 長期貸付金		256,448
	ハ 貸倒引当金(長期貸付)		<u>△ 256,448</u>
	ニ 長期前払消費税		<u>0</u>
	投資合計		<u>0</u>
	固定資産合計		13,573,973
2	流動資産		
(1)	現金預金		1,206,668
(2)	未収金		1,841,575
(3)	貸倒引当金(未収)		<u>△ 12,589</u>
(4)	有価証券		0
(5)	貯蔵品		52,486
(6)	短期貸付金		0
(7)	貸倒引当金(短期貸付)		0
(8)	前払費用		0
(9)	前払金		0
(10)	その他流動資産		<u>0</u>
	流動資産合計		<u>3,088,140</u>
	資産合計		<u><u>16,662,113</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設に要する企業債	13,441,895		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		13,441,895	
(2) 他会計借入金			
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,344,823		
ロ 特別修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		1,344,823	
(4) その他固定負債			
固定負債合計		<u>0</u>	14,786,718
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設に要する企業債	579,621		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		579,621	
(3) 他会計借入金			
(4) 未払金			
(5) 未払費用			
(6) 前受金			
(7) 引当金			
イ 賞与引当金	231,491		
ロ 法定福利費引当金	44,564		
ハ 修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		276,055	
(8) その他流動負債			
流動負債合計		<u>29,787</u>	2,327,224
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
(2) 長期前受金収益化累計額			
繰延収益合計		541,511	
繰延収益合計		<u>△ 248,548</u>	292,963
負債合計			<u><u>17,406,905</u></u>

資本の部

6 資本金			
(1) 固有資本金			
(2) 再評価組入資本金			
(3) 繰入資本金			
(4) 組入資本金			
資本金合計		<u>6,000</u>	217,931
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	36,250		
ロ 寄附金	0		
ハ その他資本剰余金	<u>7,019</u>		
資本剰余金合計		43,269	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ その他積立金	0		
ニ 建設改良積立金	0		
ホ その他未処分利益剰余金	0		
ヘ 当年度未処理欠損金(減資後)	<u>1,005,992</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 1,005,992</u>	
剰余金合計			△ 962,723
資本合計			<u>△ 744,792</u>
負債資本合計			<u><u>16,662,113</u></u>